

# IFRS Viewpoint

## 制限条項が付されている借入金の分類

「IFRS Viewpoint」シリーズでは、基準の適用が困難であることが確認された、又はガイダンスが十分ではない領域に焦点を絞っています。本号では、制限条項の存在が、貸借対照表における負債の表示にどのような影響を与える可能性があるのかについて検討しています。

### 論点となるのは何か？

借入契約には制限条項が含まれている場合が多く、借手が契約に違反した場合には、貸手が貸付金の通常の満期日以前に返済を要求することを認めています。借手の要求に応じて、貸手は、違反の結果として取得する

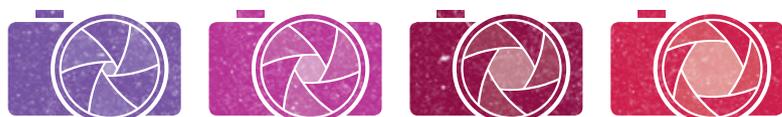
権利の一部又は全部を自発的に放棄することを決定する場合があります。本IFRS Viewpointでは、制限条項が存在する場合に長期借入金を流動又は非流動のいずれに分類するのかに関するガイダンスを示しています。

#### 関連するIFRS

IAS第1号「財務諸表の表示」

IAS第10号「後発事象」

IFRS第7号「金融商品：開示」

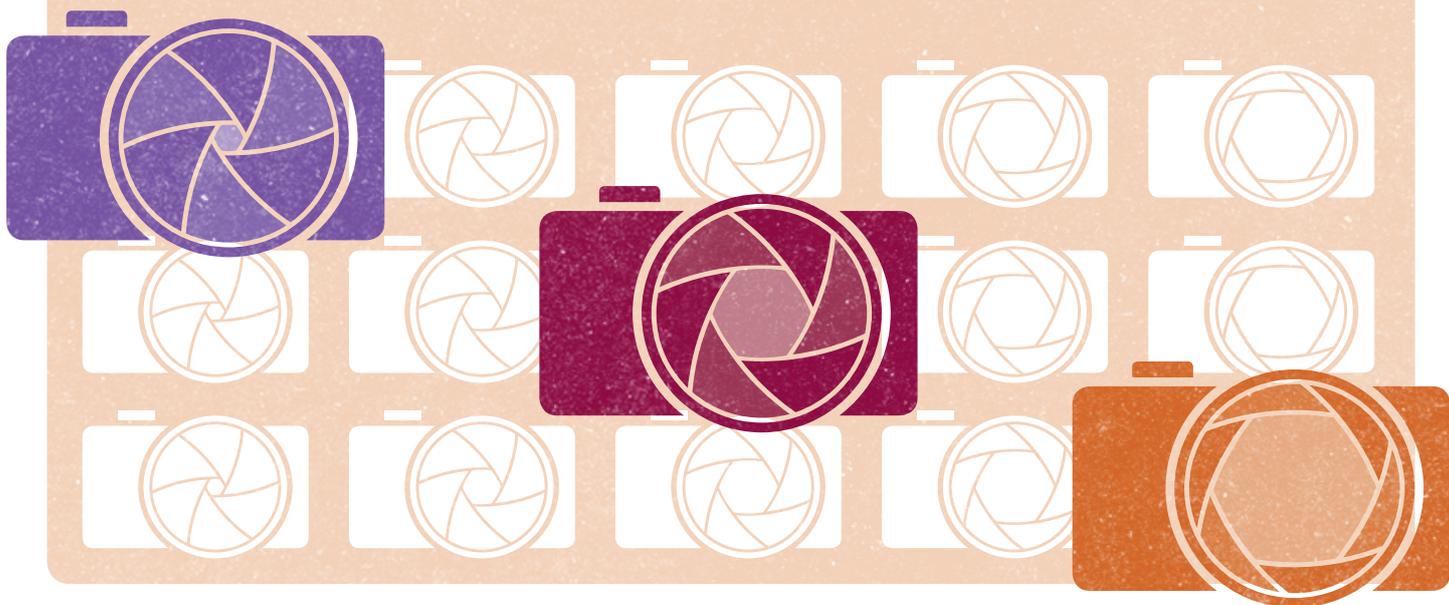


## 見解

長期借入金を流動又は非流動負債のいずれに分類するのかは、報告日現在の借手及び貸手の既存の権利(「貸付条件」)を基礎とします:

- 借手が決済を報告日を超えて少なくとも12か月にわたり延期することのできる権利を有している場合には、借入金は非流動として分類される。
- 将来の制限条項のテスト(当該報告期間の末日後に存在する財政状態を基礎とする)の予想される結果は、報告日時点の借入金の分類に影響を与えない。
- 権利放棄の影響を評価する際には、当該権利放棄の時期とそれが報告日現在の当事者の権利にどのような影響を与えるのかの両方について考慮することが重要である。

以下に示す私どものより詳細な意見では、借入制限条項の違反は、要求払で返済を要求する権利を貸手に与えると仮定しています。



## 詳細な分析

### 制限条項違反が分類に与える影響

借入金の制限条項はさまざまな形態をとることがあります。典型的な例では、借手が、1つ又は複数の主要な財務比率（インタレスト・カバレッジ・レシオ又は負債資本比率など）について特定のベンチマークよりも高いもしくは低いところで維持することを要求します。借手が報告日以前に制限条項に違反した際、当該借手が決済を報告日後少なくとも12か月延期できる権利を有していない場合には、借入金は流動として分類しなければなりません。

長期借入金を流動又は非流動として分類すべきかどうかの判定は、報告日現在の借入金の状況を基礎とします。これは以下の事項を意味します：

- 企業が報告期間の末日前に制限条項に違反し、その結果、支払を報告日後少なくとも12か月延期できる権利を有していない場合には、当該借入金は流動として分類される。
- 企業が報告期間の末日後に制限条項に違反したが、財務諸表の承認日前である場合には、当該借入金は引き続き非流動として分類される。これは、修正を要しない後発事象（IAS第10号参照）の例であり、財務諸表に開示しなければならない。

- 実際は年度が終了した時点で制限条項に違反していたことを示唆する情報が報告期間の末日後に明らかになった場合には、これは修正を要する後発事象の例であり、当該借入金は流動として分類される。
- 将来の制限条項のテストの予想される結果（当該報告期間の末日後に存在する財政状態を基礎とする）は、報告日時点の借入金の分類に影響を与えない。これは、借手が将来のテストで「要件を満たさない」可能性が高いと考えている場合であっても当てはまる。
- 違反が貸手に報告されたかどうかは関係がない。

### 実務上の留意点

転換社債により、貸手は、貸付金の通常の満期日の前に債務金額の決済において借手の株式を受け取ることを選択できる場合があります。これらの権利が直ちに行使可能な場合であっても、当該権利が借入金の分類に影響を与えることはありません。

### 制限条項に対する権利放棄

貸手は、借手の制限条項違反の結果として取得する返済を要求する権利を放棄することを選択できます。例えば、放棄により以下の事項が生じる可能性があります：

- 貸手が、当該違反の結果として返済を要求する権利を有さなくなる（そして、今後も有することがない）ように、過去の違反に対して無条件に「免除する」。
- 一定期間、返済を要求しないという貸手の合意を文書化し、その後、返済を要求するかどうかを決定する。
- 借手が、貸手が定めた新たなもしくは追加の制限条項又はテストの要件を満たすことを条件とする。

権利放棄が関連する借入金の分類に与える影響を評価する際には、当該権利放棄の時期及びそれが報告日現在の当事者の権利にどのような影響を与えるのかの両方について考慮することが重要となります。

## 時期

権利放棄が報告日以前に得られた場合には、借入金は非流動に分類するしありません。

貸手が報告日後に権利放棄を提供する場合には、借手は、決済を報告日時点で少なくとも12か月延期できる権利を有していなかったため、負債を流動に分類します。権利放棄の承諾は、財務諸表の承認日前に得た場合であっても、修正を要しない後発事象として開示されます。

## 当事者の権利に対する影響

貸手が返済を報告日から少なくとも12か月以内に要求できる権利を有さない場合のみ、適時な権利放棄により、借入金は非流動として分類されることとなります。

貸手は、違反の結果として得た返済要求権を放棄することに合意するものとしたとしても、報告日から12か月以内に追加の制限条項のテストを行う可能性があります。将来の制限条項のテストが報告期間終了後の借手の財政状態を基礎としていると仮定すると、借入金はやはり非流動として分類されます。これは、本分類が、将来の制限条項のテストの存在又はその予想される結果の影響を受けないからです。

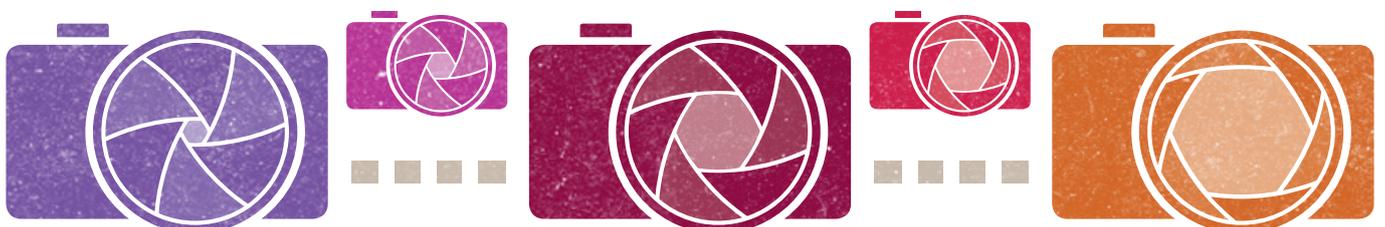
## 制限条項に違反があったかどうかについての不確実性

借入金の制限条項の条件は、場合によっては、定性的に、又は解釈若しくは判断を要する他の何らかの方法で表現されます。例えば、制限条項では、「借手の状況に著しく不利となる変化」に言及する場合があります。違反が報告日時点で生じたかどうかの判定は、貸手又は法的な助言による明確化が必要となる場合があります。しかし、そうした制限条項が単に存在するからといって、借入金は自動的に流動として分類されるものではありません。借手は、依然として、決済を報告期間後少なくとも12か月延期できる権利を有している可能性があります。

場合によっては、制限条項を描写するために使用される言語は、違反が生じたかどうかの判定に際し、貸手が絶対的な裁量を有していることを示唆しています。当該制限条項は、実質的に、要求払の特徴と類似しており、関連する借入金は流動負債として報告しなければなりません。

こうした見解は、2010年9月にいわゆる「アジェンダ決定」においてIFRS解釈指針委員会(IFRIC)によって確認されました。IFRICは、貸手が貸付金の支払をいつでも何らかの理由で要求できる特徴をもつターム・ローン契約について検討しました。寄せられた質問は、そのような条件がIAS第1号に従って企業が借入金を流動又は非流動のいずれに分類するかにどのような影響を与えるのかということでした。

IFRICの見解は、借入金の流動又は非流動の分類は、該当する日の貸手と借手の権利及び義務に基づいて決定すべきであるというものでした。条件により、貸手が独自の裁量でいつでも返済を要求することを認めている場合には、借手は決済を少なくとも12か月延期できる権利を有していません。



### 開示

違反が当期中に生じ、当該違反が報告日前に解消されておらず、借入金の再交渉も行われていない場合には、IFRS第7号では以下の開示を要求しています（情報が、財務諸表上、重要性があると考えられる場合）：

- 違反の詳細
- 関連する借入金の帳簿価額
- 財務諸表の発行の承認前に、違反の解消又は当該借入金の条件の再交渉が行われたかどうか

報告日後であるが、財務諸表の発行の承認前に違反が生じた場合には、これは修正を要しない後発事象であり、当該借入金は引き続き非流動として分類されます。当該違反の詳細は、財務上の影響の見積り、又はそのような見積りが不可能である旨の記述とともに、開示する必要があります。

## 制限条項違反－全体像

借入金の制限条項違反は、借手の全体的な財務の健全性に広範な問題が存在することを示している可能性があります。すべての違反が懸念材料となりうるものの、違反が依然として解消されずに、貸手が関連する貸付金の即時返済を要求できる権利を得た場合には、これは借手が継続企業として存続する能力に影響を与える可能性があります。

借手は、制限条項違反及びその他の関連する要因の影響を考慮し、自身が継続企業として存続する能力に対して重要な不確実性があるかどうかを評価します。違反（又は他の関連する事象）が報告日後まで生じないと考えられるとしても、そうした不確実性について検討しなければなりません。重要な不確実性が存在すると判明した場合には、それを開示しなければなりません。

時として、制限条項違反の影響は極めて重大であるため、継続企業の前提がもはや適切ではなくなり、経営者は、清算若しくは事業活動を停止せざるを得なくなることがあります。このようなことが発生した場合には、企業は、継続企業以外の基礎で財務諸表を作成することを要求されます。適切な基礎を選択するにあたって、職業専門家としての判断の行使を求められ、選択した基礎を開示することが必要となります。

## 実務上の秘訣－タイミングこそがすべて！

あなたは暦年末を期末とし、財務制限条項が付されている長期の銀行借入金を有する企業のCFOだと想像してみてください。そのような多くの借入金と同様に、銀行はあなたが各四半期末に当該制限条項について評価し、その後30日以内に銀行に報告することを要求します。当該制限条項に違反した場合には、借入金は直ちに返済しなければなりません。

こうしたよく見られる状況において、企業は困難に直面します。権利放棄は年度が終了する前に受け取らなければならないため、あなたが制限条項への遵守に係る期末の評価を完了するころには、遅すぎて、権利放棄（権利放棄が必要であると仮定する）を得られない可能性があるのです！そこで、当該借入金を期末財務諸表に流動負債として示すことを避けるにはどうすればよいのでしょうか？

1. タイミングこそがすべて—年度を通じて、自身の制限条項を注意深く監視する。12月初旬となり、年度末に制限条項に違反している可能性があると考えている場合には、必要に応じて、年度が終了する前に権利放棄を得る可能性を最大限に高めるよう、直ちに取引銀行との話し合いを開始しなければならない。
2. 事前に計画を立てなければならない—長期借入金の交渉を行う場合には、取引銀行が四半期以外の制限条項のテストの実施（例えば、2月28日、5月31日、8月31日及び11月30日など）について検討したいと考えているかどうかを確認しなければならない。

## 設例

### 設例1-12か月以内の制限条項のテスト

企業Aは特定の財務制限条項が付与されている長期の銀行借入金を有している。借入契約において、これらの制限条項は各四半期末日に評価を行い、その後30日以内に銀行へ報告すると定められている。当該制限条項に違反した場合には、借入金は即時に返済しなければならない。その年度末に、企業Aは当該制限条項に違反していないと判断している。

#### 分析

企業Aは、報告日時点で当該借入金を非流動に分類しなければならない。企業Aが今後12か月以内に制限条項への遵守について評価しなければならないという事実により、報告日現在の当該借入金の状況が変化することはない。

### 設例2-可能性が高い将来の制限条項違反

設定は設例1と同じであるが、企業Aは、翌四半期に借入金の制限条項に違反する可能性が高いと考えている。

#### 分析

企業Aは、やはり、報告日時点で当該借入金を非流動に分類しなければならない。将来の違反が予想されているという事実により、報告日現在の当該借入金の状況が変化することはない。

### 設例3-制限条項違反及び権利放棄

設定は設例1と同じであるが、企業Aが報告日前に制限条項に違反していることが判明した。企業Aは、違反を予想し、数週間前に当該違反について取引銀行との話し合いを始めていたため、報告日前に権利放棄を得ることに成功した。当該権利放棄の条件では、報告日後12か月以上の猶予期間を企業Aに与え、この猶予期間中に、企業Aは違反を是正することができ、この間、銀行は当該違反の結果としての返済の要求ができない。

#### 分析

企業Aは、報告日前に当該違反に関して適切な権利放棄を得たため、当該借入金を期末財務諸表に非流動に分類しなければならない。これは、違反につながった状況が継続する可能性が高く、それにより企業Aが、今後12か月以内に将来の制限条項のテストの要件を満たさないと予想しているとしても当てはまる。将来のテストが将来の日存在する状況を基礎とする場合には、当該テストは報告日時点の借入金の分類に影響を与えない（本原則についてより詳細に検討している設例5を参照のこと）。



## 設例4—制限条項違反及び期限付きの権利放棄

設定は設例3と同じであるが、権利放棄の条件として、銀行は今後3か月の間、違反の結果としての返済を要求することができず、借入金の借換えに関して企業Aと直ちに話し合いを開始することが定められている。3か月後、銀行は、即時返済を要求する権利を有する。

### 分析

企業Aは、報告日時点で当該借入金を流動に分類しなければならない。報告日において制限条項に違反しており、銀行は、報告日から12か月未満の間は借入金の返済に関する決定を延期した。

## 設例5—制限条項違反、権利放棄、及び新たな制限条項のテストの導入

設定は設例3と同じであるが、権利放棄の条件として、企業Aは報告日から60日後に追加の一度限りの制限条項のテストを行わなければならない。

### 分析

一般に、そしてこれまでの設例と整合的に、借入金の分類は報告日現在で存在している状況の「スナップショット」に基づいて評価する。結果として、分類は、将来の制限条項のテストの存在又はその予想される結果に影響を受けることはない。したがって、当該権利放棄の一環として今後12か月の期間内に追加の制限条項のテストを

行うことは、通常は、報告日時点で当該借入金を非流動として分類することを妨げるものではない。

しかし、これらの一般原則は、企業Aが60日後に追加のテストに受かることに成功するという真正の可能性がない状況で判定される可能性がある。そのような状況において、契約の実質は期限付きの権利放棄（この場合には、60日）と同じであり、当該借入金は流動として分類しなければならない。しかし、IAS第1号では、この問題に関する詳細なガイダンスが示されておらず、特定の事実と状況に基づいて職業専門家としての判断が求められることになる。

### 重要なディスクレーマー:

本刊行物は情報源となるように作成されました。これはガイドとしてのみ意図されており、特定の状況におけるこの内容の適用は、固有の事情により異なります。表現においてはあらゆる注意が払われていますが、この文書を利用してIFRSへの準拠を評価する方は、十分な研修を受講し経験を積んでいなければなりません。専門家の助言を考慮して取り入れることなしに、本刊行物に含まれる内容に基づいて行動してはなりません。本刊行物に含まれている可能性がある全ての誤謬（発生した原因が不注意によるものかそれ以外かを問わない）又は本刊行物を利用、又は何らかの依拠をした結果として個人が被った損害について、グラントソントン・インターナショナル・リミテッド及びその構成員、すべてのメンバーファーム並びにそのパートナーとスタッフは、一切の責任を負いません。





[www.grantthornton.global](http://www.grantthornton.global)

© Grant Thornton Taiyo LLC

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリーサービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。